

グローバル連帯税フォーラム研究会  
2017年6月11日

# EU金融取引税の現状と 課題

---

津田 久美子

北海道大学法学研究科博士課程

日本学術振興会特別研究員DC1

# 目次

はじめに: グローバル連帯税と金融取引税

問題設定: EU金融取引税の政治過程

1. G20サミットにおける争点化: 2009~10年
2. EUにおける議題設定: 2010~11年
3. 「有志連合」諸国による決定: 2012~13年
4. 実施法策定の難航: 2013年~

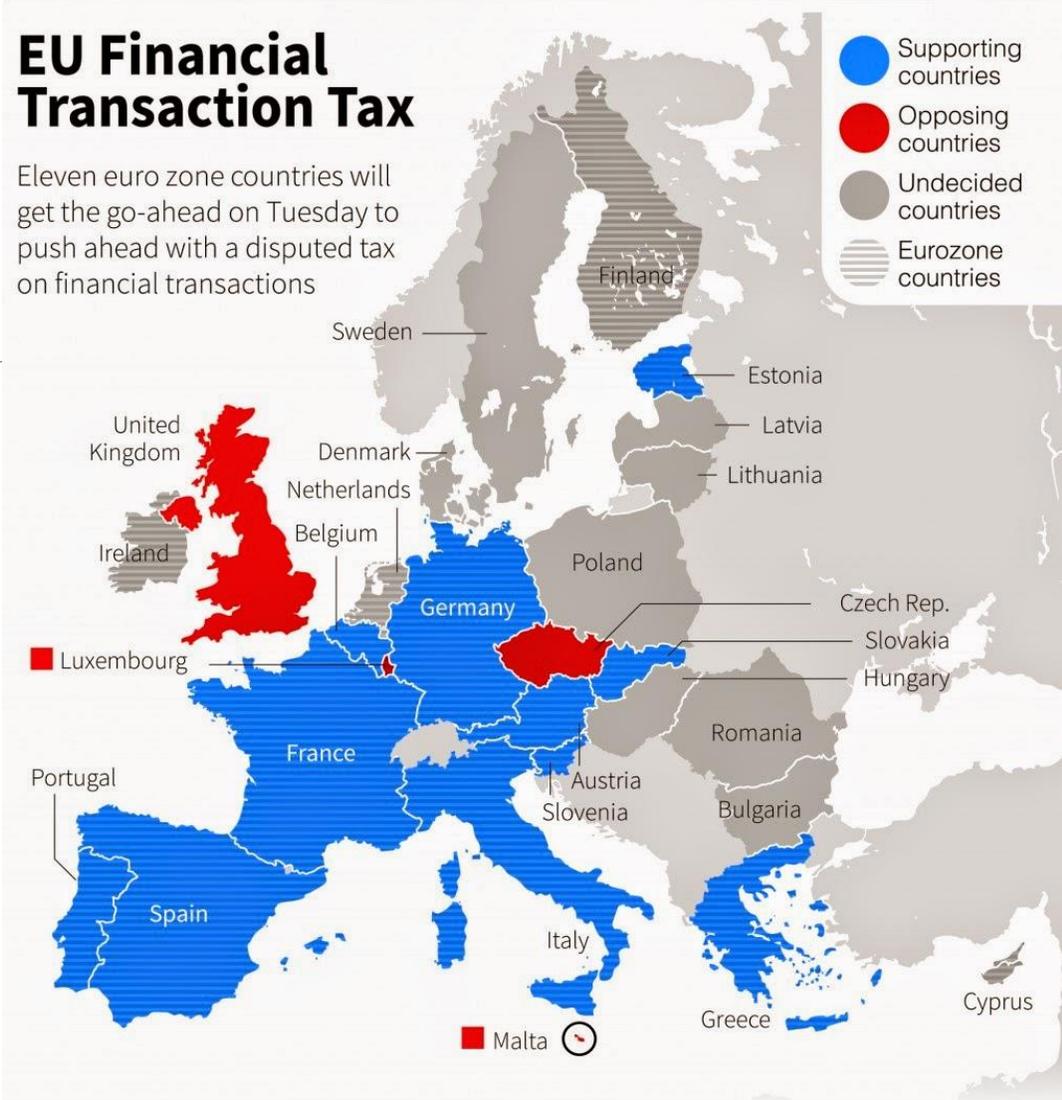
小括: EU金融取引税の意義と課題

最近の動向

今後の展望

## EU Financial Transaction Tax

Eleven euro zone countries will get the go-ahead on Tuesday to push ahead with a disputed tax on financial transactions



Revenue estimate for EU financial transaction tax (figures in billion €) **Total: 57.1**

Product	Securities: 19.4			Derivatives: 37.7	
	Shares	Bonds	Equity-linked	Interest-rate linked	Currency-linked
<b>Revenue</b>	<b>6.8</b>	<b>12.6</b>	<b>3.3</b>	<b>29.6</b>	<b>4.8</b>
Tax rate:	0.1%	0.1%	0.01%	0.01%	0.01%

Sources: Reuters, European Commission

# はじめに

## グローバル連帯税と金融取引税 ①

---

### グローバル連帯税とは

- ヒト、モノ、カネが国境を越えて飛び交うグローバル化の光と影
- 経済・金融のグローバル化の負の側面：格差の拡大、金融危機、社会的混乱
- 一国では制御することができない諸課題にどう対処するか
  - ➡ グローバル・タックス、グローバル連帯税への期待
    - ： グローバル化の行き過ぎを課税を通じて抑制し、管理すること
    - ： 世界に偏在する富をグローバルに再分配すること

### 金融取引税 (Financial Transaction Tax(es); FTT) とは

- 金融市場で取引される株式、債券、デリバティブ、為替などへの課税政策
  - ※ 一国の施策としては珍しくない cf. 日本の有価証券取引税 (1953～99年)
- グローバル連帯税としての金融取引税
  - ： 源流は1970年代に提案されたトービン税 (通貨取引税)

# はじめに

## グローバル連帯税と金融取引税 ②

---

### トービン税／通貨取引税の歴史

- トービン税の提唱(1972年): 過剰な金融取引を抑制するマクロ経済政策として
- UNDP報告書によるトービン税の再発見(1994年): 税収を国際的な目的に活用  
= トービン税がグローバル連帯税として打ち出される
- 通貨取引税を求める市民運動が活性化(1998-2004年頃): アジア通貨危機(1997-8年)をきっかけに、国際会議や一部欧州諸国の議会でも議論に

### トービン税の再政治化

- 世界金融危機(2008年)とユーロ危機(2009年)をきっかけに  
※ 「通貨」取引税から、「金融」取引税への広がり: 金融市場/商品と危機の性質の変化  
例) リーマン・ショックの引き金となったクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)

### ◆ グローバル連帯税と金融取引税

- トービン税の約40年来の実現なるか...複数国家が共同で金融取引に課税する史上初めての試み
- 国境を越えて税収を再分配する手段としての可能性

# 問題設定

## EU金融取引税の政治過程 ①

1. G20サミットにおける争点化: 2009～10年
  - 2009年9月、ピッツバーグ・サミットの「決定」(IMFへ「金融セクター課税」の調査を指示)
  - 2010年6月、トロント・サミットの「非決定」(何ら取り決めはなされず)
2. EUにおける議題設定: 2010～11年
  - 2010年10月、欧州委員会、検討文書にて「グローバルFTT／EU FAT(金融活動税)」案を提示
  - 2011年9月、欧州委員会、「EU」FTT指令案を発表
3. 「有志連合」諸国による決定: 2011～13年
  - 2012年6月、EU理事会、全加盟国での採決を行わないことを決定(全会一致採択が必要)
  - 2013年1月、EU理事会、11カ国によるEU FTTの導入に向け、Enhanced Cooperation手続きを活用することを承認(EC手続き諸国だけで全会一致採択へ)
4. 実施法策定の難航: 2013年～
  - 2014年5月、課税対象を徐々に広げていく「段階的アプローチ」の採用を決定
  - 2015年12月、有志連合グループからエストニアが離脱し10カ国に

# 問題設定

## EU金融取引税の政治過程 ②

1. G20サミットにおける争点化: 2009～10年

なぜG20レベルでは検討が進まなかったのか

2. EUにおける議題設定: 2010～11年

どのようにして「グローバル」から「EU」の施策へと変化したのか

3. 「有志連合」諸国による決定: 2011～13年

どのようにして有志連合が形成され決定に至ったのか

4. 実施法策定の難航: 2013年～

なぜ有志連合は合意に到達できないのか

# 1. G20サミットにおける争点化:2009~10年

## なぜG20レベルでは検討が進まなかったのか

ピッツバーグの「決定」にこぎ着けた背景

- 「金融セクター課税」を求めるヨーロッパからの声
  - 知識人の呼びかけ／市民運動の高まり／欧州議会の決議
  - 英ブラウン首相・仏サルコジ大統領・独メルケル首相／欧州理事会の声明

※「金融セクター課税」をめぐる三つの問題認識

- ① 資金拠出:破たんした(しそうな)金融機関につき込まれた公的資金をまかなう
- ② 取引抑制:不安定化した市場を安定化させる
- ③ 報酬規制:ハイリスク商品取引の誘因となる報酬体系を改善させる

◆トロントの「非決定」に帰結した「金融セクター課税」をめぐる二重の壁

1. 課税主権の論理 = 「金融セクター課税」の国際協調に反対  
:金融危機の影響が深刻ではなかった諸国の拒絶(ロシア、カナダ、新興国)
2. グローバル市場の論理 = 市場の効率性を妨げる「取引抑制」策に反対  
:「資金拠出」や「報酬規制」策には取り組む(アメリカ、イギリス新政権、IMF)

## 2. EUにおける議題設定：2010～11年

### どのようにして「グローバル」から「EU」の施策へと変化したのか

#### 欧州委員会の提案背景

1. 欧州委員会の方針転換 — 組織上の利益追求  
: EU共通税制／新独自財源の創設という欧州委員会(税制総局)の悲願  
- 2011年6月、バローゾ委員長、EU FTTの実施をEU予算計画のなかで発表
2. 欧州委員会への圧力
  - ① ヨーロッパ大の市民運動: EUレベルのFTTの導入を呼びかけ
  - ② 欧州議会(特に左派の政治党派): 決議採択を通じて議論・調査を要請
  - ③ フランスとドイツ: ユーロ危機対策の一環としてEUレベルのFTTの検討を開始

➔ 「EU」の取り組みは「グローバル」な実施に向けた「第一段階」という位置づけに

#### ◆ EU FTT指令案の発表の裏側 — 同床異夢／先送りの側面

- 税収用途の思惑の違い(仏: 開発や気候変動対策、独: 自国の銀行再編基金)
- すでに噴出していたEU内の反対派との対話や説得は先送り

# 補足

## : 政治的帰結としてのEU FTT法案発表

### 三つの政策目的:

1. 非協調的な国内租税措置が増えていることを念頭に、金融サービスの域内市場において分断が生じることを避ける。  
→ 課税の共通ルール化 = 欧州委員会による立法化の最大根拠
2. 金融機関が昨今の危機の費用をまかなうための公平な貢献を行い、租税の観点からその他のセクターと公平な競争環境を確保する。  
→ 金融セクター課税の「資金拠出」 = 欧州委員会・仏・独の思惑の一致 ※
3. 金融市場の効率性を強化しないような取引を適切に抑制するための措置 ( disincentives ) を創設し、将来の危機を回避するための規制措置を補完する。  
→ 金融セクター課税の「取引抑制」 = トービン税から連なる政策課税の理念

- ※ 税收使途に関する規定はない: 最終的な決定権は加盟国にあるため & 独自財源化の場合には別途立法化が必要となる  
→ さまざまなアクターが多様な「夢」を投射していた税收使途の議論は棚上げ

# 3. 「有志連合」諸国による決定：2011～13年

## どのようにして有志連合が形成され決定に至ったのか

指令案公表から1年4カ月で「有志連合」によるEC手続き活用法をスピード採択  
：フランス、ドイツによるリーダーシップ

- 「世界的に導入されるまで待ちたくはない」(独財務相、2011年12月)
- 2012年9月、フランス国内FTTの導入を議会決定(一部株式取引のみ対象)
- ➔ 全加盟国での検討と「有志連合」グループ形成を同時に進め、EC手続きの活用への道筋を作っていた

FTTを早期実現したかったフランス、ドイツの国内事情

- フランス：2012年5月総選挙対策(→サルコジ退陣、オランド社会党政権誕生)
- ドイツ：メルケル肝いりの「財政協定」の議会承認 ⇔ 野党SPD・緑の党のEU FTT要望

◆スピード採択の裏側 —「総論賛成・各論反対」／再度の先送り

- 課税対象の範囲等、FTTの細則をめぐってはすでに異論が噴出していた
- この間、税収用途についてはほとんど議論されず

# 4. 実税法策定の難航：2013年～

## なぜ有志連合は合意に到達できないのか

「有志連合」諸国だけで採決することが可能なのに、なぜ合意できないのか

1. 有志連合「外」諸国からの攻撃  
: 2013年4月、イギリス、欧州司法裁判所(ECJ)に提訴 → 14年4月、棄却  
→ 「外」の諸国も採決以外の方法でさまざまに影響力を行使できる
2. 有志連合「内外」にわたるロビイストからの突き上げ  
: 金融セクターの反対ロビー活動の激化 ※ 遅れてきた「業界の虜」  
→ エストニアの離脱
3. 有志連合「内」諸国の見解の相違  
: もともとの温度差(スペイン等) / 金融業界に配慮した態度変容(フランス)  
→ 債券やデリバティブの一部を課税対象外にする「段階的」アプローチへ

- ◆ 議論の停滞 — 先送りの帰結 / 金融権力による間接的な力学
  - それまで先送りしてきた異論の多い法案内容の合意には必然的に時間がかかる
  - 選択の幅を狭めるような金融権力(国家・市場・業界)の作用

# 小括

## : EU金融取引税の意義と課題

---

### ◆進展と停滞、機会と制約

- EUの制度上の**機会**を戦略的に活用することで議論が**進展**してきた  
(G20→EU→EC手続き)  
= 夢物語と思われてきたトービン税／金融取引税を実現するための一つの  
枠組み、【課税主権の共同行使】が提示された意義
- 今はむしろ、反対派諸国や金融ロビイストがEUの制度上の**機会**を効果的に利用し、  
議論を**停滞**させている  
= 複数の課税主権が束になっても身動きがとれなくなるような、グローバル金融  
権力による間接的な**制約**がある
- 課税主権の共同実施諸国は、グローバル金融の**制約**を打破する術を得るかわりに、  
共通のルール策定という、課税主権への**制約**を受け入れる必要がある  
= 縛りはあるがグローバル化の制御可能性を共同で高める**機会**としてのEU  
反グローバル化 ≠ 反EU

# 最近の動向

---

## 2015年～

- 2015年1月、オーストリアを取りまとめ役として、半年間の技術的な検討後に妥協案を出し合意する目標を立てる  
→ 2015年12月、部分合意／エストニア離脱
- 2016年10月、10カ国が主要な項目に合意／実質的な進展はなし
- 2017年5月、オーストリア・シェリング財務相、EU FTTの税収はEU財源とすべきと発言（久しぶりの税収論）

## Brexitの影響

- FTTで恐れられていた金融街シティからの資本流出が懸念されている
- Brexitを好機としてフランクフルトやパリは「Next City」となるため誘致活動・反FTTロビー活動を活発化
- 英労働党が総選挙（2017.6.8）にて英版FTTの実施を公約（EU FTTとは別物とされるが骨子は大いに類似）

## フランス大統領選（2017.4.23+5.7）

- どの大統領候補も公約にFTTなし → マクロン新大統領の態度は不透明（少なくとも優先事項ではない）

## ドイツ総選挙（2017.9）

- メルケルCDU/CSU → 反対はしないが積極的に動きもしない？ ショイブレ財務相の消極化？
- シュルツSDP党首 → 欧州議会議長時代にEU FTTに好意的な発言をしていた

# 今後の展望 ①

動きがあるとなれば・・・

- ① ドイツ総選挙後: 独仏のリーダーシップがなければ現状打破は見込めない
- ② 税収論を再提起: 金融危機からだいぶ時が過ぎてしまった今、「取引抑制」よりは、税収の魅力を語り、それをどう使うかを争点にした方が、議論が活性化する？

懸念材料①: 議論を牽引してきた主要人物の入れ替わり

- フランス: サルコジ→オランド→マクロン(財務相モスコヴィシ→サパン→ルメール)
- ドイツ: メルケル→?(財務相シュタインブルック(SPD)→ショイブレ(CDU)→?)

+

- 欧州委員会: 委員長バローゾ→ユンケル(税制担当委員シェメタ→モスコヴィシ)  
事務方も大幅に入れ替わり...「Mr. FTT」と呼ばれたバーグマン局長の異動
- 欧州議会: EU FTT審議の中心議員だったアニ・ポディマタ(S&D)退職  
※ 2014年5月の議員選挙にて欧州懐疑派が躍進

➔ 外務大臣の役割? cf. ガブリエル独外務相のマクロン仏大統領への要望

# 今後の展望 ②

## 懸念材料② 税収用途をめぐる同床「異夢」

- 2010年欧州委員会の「グローバルFTT」のグローバルな税収活用構想
- EU財源化への関心：欧州委員会 + 欧州議会、一部加盟国も  
+ Brexit後のEU財源問題（各加盟国のEU拠出金負担をどうするか）

↓↓↓

## 懸念材料③ グローバル・タックス・ガバナンスの問題

：国内で確保されている民主的な経路をそのままEUに援用することはできない

- 徴税ルール by EU、税収用途 by 各国、EUレベルのアカウントビリティ＝欧州議会？

※ 欧州議会の独特な「予算権限」

通常の議会：徴税の統制に力点（支出については間接的に関与）

欧州議会：（EU財源の）支出の統制の方に影響力を発揮（徴税に関する発言権△）

- ☹ 税収用途も含めたガバナンス全体の議論を深化させる必要性
- ☺ 2000年前後に欧州諸国で検討が進まなかった過去から比べて顕著な進展

参考:

# EUのしくみ

## 欧州理事会

<首脳級>



トウスク欧州理事会議長  
(ホーランド出身)

<共同決定機関>

欧州委員の任免権  
法案・予算・条約の承認権

## 欧州議会

議員: 751名



シュルツ欧州議会議長  
(ドイツ出身)

欧州委員の提案権  
法案・予算・条約の承認権

## EU理事会

<閣僚級>

②意見の表明

③承認又は立場の伝達  
(必要な場合には調停)

①提案

③承認  
指示

①提案

## 欧州委員会

<執行機関>  
欧州委員: 28名



ユンカー欧州委員長  
(ルクセンブルク出身)

欧州対外活動庁  
<EU版「外務省」>



モゲリーニ外務・安全保障政策  
上級代表(外相に相当)  
(イタリア出身)



タヤニ欧州議会議長  
(イタリア出身)



バローゾ欧州委員  
長(ポルトガル出身)